

大野城市立平野中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する平野中学校の考え方

いじめは重大な基本的人権の侵害であるという認識に立って、いじめの兆候を見逃さず、早期発見、早期対応を図る必要がある。また、積極的な生徒指導の推進からいじめの未然防止とよりよい集団づくりを目指す。言語環境等にも配慮するものとする。

～いじめの定義～ いじめ防止対策推進法 第2条 第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍して いる等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめに対する基本認識>

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切である。
- ⑩行為自体は違法・触法でないことが多いため、気づかず見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブルと判断して見逃したりしやすい。

2 いじめ防止等の組織

<いじめ防止対策委員会>

○校長○教頭○主幹教諭○生徒指導主事○専任補導○養護教諭○教育相談推進部○SC○SSW

<役割>

- ・いじめ防止に関する取組の推進
- ・事象に対するいじめの判断
- ・いじめへの対処、解決に向けての指示
- ・情報の収集と記録及び管理
 - 5W1H時系列での情報収集。（各学年で詳細に記載）
 - ⇒問題行動情報共有化シートでの情報の共有・保管 ⇒ 管理職への報告・相談の徹底
 - 市教育委員会教育支援課との連携。（大野城市様式Aの作成と報告）
- ・緊急時の対応等

3 いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

(1) いじめの早期発見・早期対応の手引きを参考とした生徒に関する共通理解

- ・チェックリストの配布と保護者への啓発。
- ・年度当初の研修。

(2) 気になる生徒のリストアップ

- ・大半の生徒が被害者はもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発する。
- ・早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。
- ・学年部会での定期の情報交流。
- ・校内いじめ防止対策委員会での検討。

(3) 積極的な生徒指導の推進及び教育相談の実施

- ・主体的に取り組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる絆づくりを進める。（そのための場や機会をつくる）

- ・生活ノートによる情報収集と共通理解。
 - ・日常の観察を目的とした休み時間の生徒との交流。（巡回指導）
 - ・行事を活用した自尊感情を高める取組。
 - ・多くの生徒がいじめ加害をおこなった体験があるという事実に立ち、生徒が「いじめなんてくだらないよね」と言えるように育成することを促す。
 - ・各学期末1回の教育相談週間の設定。また、いじめアンケートを基にした生徒への定期的な面談を通して、生徒が安心感をもてるようにする。
- (4) 授業改善の推進
- ・生徒指導の三つの機能を生かした授業改善
 - 「自己決定の場を与える」○「自己存在感を与える」○「共感的人間関係を育成する」を意識した授業展開。
- (5) 生徒会活動の充実・発展
- ・リーダー研修会における本校の実態把握と改善策の提案、取組実施。
 - ・全校集会や始業式等で生徒会による問題提起。
- (6) ネット上のいじめの対応（情報モラル教育及び保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施）
- ・インターネット、携帯電話（スマホ等）の活用モラルについての啓発プリントの作成配布。
 - ・道徳や特別活動等の授業での指導。

4 早期発見の取り組み

- (1) いじめに特化した無記名アンケートをタブレットで実施
アンケート内容の着実な把握（重層的、複数の眼でチェック）
学期に一度（6月・11月・2月）の教育相談に活用
- (2) 生活の記録による生徒実態の把握
個に応じた臨時の教育相談の実施
- (3) 職員による校内巡回と連携
- (4) 連絡・報告・相談の徹底
登下校時の生徒の様子や、休み時間等における校内巡回及び授業中の生徒の様子から学年を中心とした連携
- (5) 保護者との信頼関係の構築と連携推進
保護者からの相談に対する丁寧な対応
初期対応の迅速化・組織化
- (6) 地域・関係機関との連携
情報の共有と組織的対応

5 いじめの対処

○大野城市「いじめ対応 五つの原則」に基づき以下のような基本的な考え方で迅速な対応を図る。

- (1) 今起きているいじめの正確な情報を把握する。
※5W1Hを漏らさず、時系列で正確な記録を残す。
- (2) いじめの形態に応じて、生徒の指導に十分配慮する。
※いじめられた生徒（保護者）の心情を最優先に考え指導を行う。
※情報の提供や実態の報告等、保護者とは顔を見て話す。
- (3) 管理職への報告は、把握した時点で即時に行う。
- (4) 傍観者である周囲の生徒に対しても指導を行う。
- (5) 学級だけの問題にせず、学年職員、全職員の共通理解のもとで指導する。担任教師だけの問題にせず、学年や全職員で取り組む。教師一人だけで対応しない。表面的、形式的な指導にならないようにする。
- (6) 家庭と緊密な連携をとり、迅速で適切な対応をする。
- (7) 学級集団のよりよい人間関係づくりを基盤に、学級経営を見直し改善を図る。
- (8) 内容によっては学校運営協議会を臨時に開催し、情報の共有と助言を得る。

○対応の手順

対応の基本的な流れ	対応の具体的内容と留意点
<p>① いじめの事実発覚</p> <p>① 校長(教頭) ↔ 教育委員会</p> <p>② いじめ防止対策委員会</p> <p>生徒指導推進部会(拡大)</p> <p>③ 関係生徒への指導・教育相談</p> <p>④ 保護者への事情説明と協力要請</p> <p>⑤ いじめ防止対策委員会 ・職員会議 ・学年部会</p> <p>⑥ 指導 ・個別 ・学級 ・学年 ・全校</p> <p>⑦ 保護者への経過報告と協力要請</p> <p>⑧ いじめ防止対策委員会 ・職員会議 ・学年部会</p>	<p>① いじめが発覚したら、校長(副校長・教頭)が</p> <p>② いじめ防止対策委員会を招集し、今後の対応を協議する。 関係生徒への事実確認、対応のあり方や保護者への事情説明の内容などを確認する。 ・初期対応の迅速化。例・・生徒の安全上の配慮ややむを得ない(正確な情報を早急に複数から同時にとる必要があるなどの場合はいじめ防止対策委員会への報告と生徒の事実確認等同時に行うこともある。)場合など。ただし指導は急がない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長・教頭・主幹教諭 ・専任補導・生徒指導主事 ・養護教諭 ・教育相談推進課・SC・SSW </div> <p>※月に2回隔週で実施</p> <p>③ 事実確認を行い、事実を明らかにする。事例によって、担当する職員を決めて行う。校長は、状況に応じて教育委員会に報告する。</p> <p>④ 校長(教頭)と学年主任・担任は、いじめた側、いじめられた側の双方の保護者に対して、事実を具体的に伝える。また、学校としての指導方針を明らかにするとともに、当該生徒の家庭での関わり方について検討する。</p> <p>⑤ ②、③、④の経過について報告し、今後の指導のあり方について協議し、共通理解を図り、事例によって職員の対応の方法を考える。</p> <p>⑥ 原則として担任が当該生徒の指導にあたるが学年部を中心に協働で指導にあたる。学級の生徒にも経過を説明し、いじめをなくすためにはどうすればよいのかを具体的に考えさせる。事例によっては、学年や全校に対して指導する。</p> <p>⑦ 家庭での対応や様子について、話を聞きながら、今後の対応について協議、確認する。</p> <p>⑧ これまでの経過を踏まえて、今後、学校として留意していくことを協議し、共通理解を図る。</p>

※いじめが収束した後3ヶ月は注意して観察を組織的に継続し、必要に応じて指導等行う。
保護者との連絡を定期的にとりながら、解消を図る。

6 教員研修

- (1) 年度当初の気になる生徒のリストアップと情報の共有化
生徒指導リーフを活用したいじめの理解・いじめの未然防止・年度当初の確認点「学校いじめ防止基本方針」の共通理解。
- (2) 外部講師を招聘した校内研修会の実施
- (3) いじめに特化した研修会への積極的参加

7 関係機関との連携

PTA 学校運営協議会 要保護児童対策地域協議会 市教育支援課サポートセンター
市こども家庭センター 福岡児童相談所 中央少年サポートセンター（定期訪問による情報交流）
南地区コミュニティ 少年補導員 少年相談員 春日警察署少年課・南ヶ丘交番

8 年間計画

時期	ねらい	具体的内容・方法
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる生徒に関する共通理解を図る。 ・「いじめの定義」や「いじめの対応」について共通理解を職員・生徒・保護者に浸透させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会のいじめの早期発見・早期対応についての手引きを参考にして、生徒に関する共通理解を図る。 ○「福岡県いじめ総合対策」を使った校内研修会、生徒指導に関する校内研修会の実施。 ○職員には年度当初の研修会、生徒には4月の生徒会オリエンテーション、保護者には4月のPTA総会で説明する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒の、不安や悩みの解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月いじめアンケートの実施。 ○体育祭振り返りアンケートの実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒の、不安や悩みの解消を図る。 ・保護者のいじめの未然防止・早期発見・早期対応についてと学校の指導に関する理解を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施。 ○家庭向けリーフレットを掲載した学校だよりの配付。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの定義」や「いじめの対応」についての共通理解を職員に浸透させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「福岡県いじめ総合対策」を使った校内研修会、生徒指導に関する校内研修会の実施。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる生徒に関する共通理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会のいじめの早期発見・早期対応についての手引きを参考にし、生徒に関する共通理解を図る。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒の、不安や悩みの解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月いじめアンケートの実施。 ○文化発表会振り返りアンケートの実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒の、不安や悩みの解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる生徒に関する共通理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会のいじめの早期発見・早期対応についての手引きを参考にして、生徒に関する共通理解を図る。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての生徒の、不安や悩みの解消を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施。

※いじめに特化したアンケートの毎月実施（結果は、データで管理し5年間保存する。）

9 評価と検証

いじめの取組に関する学校の自己評価については、いじめアンケートの結果、教員の取組アンケートの結果をもとに、いじめ防止対策委員会において検証し、取組の成果と課題、改善について検討する。

10 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合、ただちに市教育委員会に事態発生について報告する。
- (2) 大野城市サポートセンター・サポートチームと協力して、積極的に調査を進める。
- (3) 速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、調査協力及び調査結果についての協議を行う。内容によっては警察（スクールサポーター）への相談・通報や連携した対応をとる。
- (4) 該当生徒への聞き取り調査を実施するとともに福岡県いじめレスキューセンターの要請に応じて連携を図る。
- (5) 在校生及び保護者に対し、できる限りの配慮と説明を行う。
- (6) 市教育委員会とは緊密に報告・連絡・相談を行う。

※大野城市いじめ防止基本方針のIV重大事態への対処に沿って対応する。

※重大事態とは①自殺もしくは自殺未遂を図った時。②30日以上の不登校となった時をいう。